

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項の規定により、福山市上下水道局が発注する次の業務について、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続などについて次のとおり定めたので、同条第 2 項、令第 1 6 7 条の 6 第 1 項、令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 6 項及び福山市上下水道局契約規程（昭和 4 6 年水道企業管理規程第 8 号）において準用する福山市契約規則（昭和 4 1 年規則第 1 3 号）第 2 7 条の規定により公告します。

2 0 2 6 年（令和 8 年） 1 0 月 1 6 日

福山市上下水道事業管理者

小 葉 竹 靖

1 競争入札に付する事項

（1）業務名

中津原浄水場外運転管理及び維持管理等業務委託

（2）履行場所

福山市内一円

（3）履行の内容等

各浄水場及び加圧施設の運転管理業務	一式
各浄水場及び加圧施設の日常点検、月例点検等の維持管理業務	一式
各浄水場及び加圧施設の故障発生時の一次対応業務	一式
配水池等のセキュリティ点検業務	一式
加圧施設の管末残塩測定及び管理業務	一式
簡易な小修繕業務	一式
薬品の調達及び入出庫管理業務	一式
各浄水場及び加圧施設の設備点検等の個別業務	一式
排水処理設備の運転業務	一式
電気設備保安業務	一式

（4）履行期間

2 0 2 7 年（令和 9 年） 4 月 1 日から 2 0 3 2 年（令和 1 4 年） 3 月 3 1 日まで

（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

（5）落札者の決定方法

価格その他の条件が福山市上下水道局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価方式により決定する。

（6）予定価格

金 9, 4 9 3, 6 1 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 競争入札の参加形態

- (1) 2社又は3社による共同企業体とする。
- (2) 共同企業体は、代表構成員を選定するものとする。
- (3) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とする。
- (4) 各構成員の最小出資比率は次のとおりとする。
 - ア 2社の場合は、30%以上とする。
 - イ 3社の場合は、20%以上とする。
- (5) 共同企業体は、原則として構成員の任意の組合せにより結成するものとし、この場合において構成員は、同一業務で2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

3 入札参加資格

次の(1)及び(2)に掲げる条件を全て満たす者であり、入札参加資格審査において、その資格があると認められた者とする。

- (1) 共同企業体の構成員全社が、次に掲げる条件を全て満たす者であること。
 - ア 令第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
 - ウ この業務の公告の日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市の指名除外又は指名留保期間中でない者であること。
 - エ 福山市に納付すべき市税等（水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び集落排水処理施設使用料を含む。）の滞納がない者であること。
 - オ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号に該当しない者であること。
- (2) 共同企業体の構成員のいずれかが、次に掲げる条件を満たす者であること。

2011年度（平成23年度）以降、国、地方公共団体、地方公営企業又は企業団（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条の2に規定する企業団及び広域連合企業団をいう。）が発注した、施設能力日量8万立法メートル以上の上水道の用に供する浄水施設（凝集沈澱急速ろ過方式に限る。）の運転管理業務の元請として、12か月以上継続して履行した実績があること。ただし、排水処理施設のための運転管理業務は、実績として認めない。

なお、共同企業体の構成員としての履行にあつては、出資比率20%以上の場合に限り実績として認めるものとする。

4 入札参加資格審査の申請手続

(1) 申請の方法

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（様式1号）【代表構成員のみ】に、次に掲げる書類を添付して提出し、必要な審査を受けなければならない。（次のイ、エ、オ及びカに掲げる書類は、一般競争入札参加資格審査申請書を提出する日の3か月前の日以降に

発行されたものを添付すること。)

ア 受付票(様式2号)【代表構成員のみ】

イ 商業登記簿謄本(写しでも可。法人の場合のみ提出すること。)**【構成員全社】**

ウ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)**【構成員全社】**

エ 市税の完納証明書(写しでも可。福山市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は、申立書(様式3号)を提出すること。)**【構成員全社】**

オ 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書(その3未納の税額のないこと用))**【構成員全社】**

カ 印鑑証明書(原本)**【構成員全社】**

キ 使用印鑑届(様式4号。実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。)**【構成員全社】**

ク 委任状(様式5号。入札、契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。)**【構成員全社】**

ケ 担当者届(様式6号。本入札に係る担当者を1名選任し、質疑等の窓口を一本化すること。)**【代表構成員のみ】**

コ 誓約書(様式7号)**【構成員全社】**

サ 業務実績調書(様式8-1号。契約関係書類の写し(公告で定める資格要件を満たしていることが確認できるもの。))又は業務実績証明書(様式8-2号)を添付すること。)**【構成員のいずれか】**

シ 共同企業体協定書

ス 返信用封筒(資格審査結果通知書の返信用封筒として、角形2号封筒に申請者の宛先を明記の上、簡易書留料金(490円)の郵便切手を貼付し、提出すること。)**【代表構成員のみ】**

(2) 申請期間

2026年(令和8年)10月16日(金)から同年11月11日(水)まで(ただし、上下水道局の閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先

ア 入手先

福山市ホームページ

イ 提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒720-8526

広島県福山市古野上町15番25号

福山市上下水道局経営管理部管財契約課

TEL(084)928-1503(直通)

(4) 申請方法

持参又は郵便(配達証明付書留郵便)による。

なお、郵便の場合は必ず提出先及び申請期限までに到達すること。到達しなかった場合は、無効とする。

5 入札参加資格審査の結果通知

(1) 入札参加資格審査の結果通知

入札参加資格審査の結果については、2026年（令和8年）11月16日（月）までに書面により資格審査結果通知書を発送することにより通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を併せて通知する。

(2) 入札参加

入札参加資格があると認められた者以外は、この入札に参加することができない。

6 入札参加資格の喪失

上記5により入札参加資格を有するとの決定を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができず、また、入札後においては、落札者の決定の対象から除外する。

(1) 上記3の入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 入札参加資格審査申請書類について、虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

7 仕様書等の確認方法等

(1) 仕様書等の確認方法

福山市ホームページで確認を行うものとする。

(2) 仕様書等の質問及び回答

仕様書等に対する質問がある場合は、2026年（令和8年）11月20日（金）までに、所定の質問書（様式9号）により、福山市上下水道局施設部水づくり課に電話の上（TEL（084）955－1143）、電子メールにて提出すること。

※提出先メールアドレス： mizudukuri@city.fukuyama.hiroshima.jp

なお、質問に対する回答については、2026年（令和8年）12月3日（木）までに、全ての入札参加資格者に対し、電子メールにて送付する。

8 現場説明会及び図書閲覧の申込み等

現場説明会及び図書閲覧については、2026年（令和8年）10月16日（金）から同年11月20日（金）までの午前9時から午後5時までとする。希望する者は、福山市上下水道局施設部水づくり課に電話連絡すること（TEL（084）955－1143）。

なお、日時については、担当者と打合せを行うこととする。

現場説明会及び図書閲覧の参加人数は、代表構成員から5名以下とし、所要時間を3時間程度とする。また、当日の説明会等では、仕様書等に関する質問は受け付けない。

9 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうちから、提出された業務提案書等に基づき、（２）の総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者として決定する。ただし、評価値の最も高い者の入札価格が著しい低価格であったときは、当該入札者を調査対象者として低入札価格調査を実施し、調査の結果、契約の適切な履行が確保されると認められるときに、当該調査対象者を落札者とする。

当該調査対象者は、福山市上下水道局が指定する日時までに、指定の低入札価格調査関係資料等を提出するものとする。なお、指定した日時までに低入札価格調査関係資料等を提出しない場合又は調査を辞退した場合は、当該調査対象者の入札を無効とする。

落札者又は調査対象者となるべき評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者又は調査対象者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（２）総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、次のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、次のとおりとする。

価格評価点＝２００点 ×（予定価格－入札価格）／ 予定価格（小数第４位以下切捨て）

ウ 技術評価点の算出方法

業務提案書等の内容に応じ、次の（ア）から（カ）の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は３００点とする。

- （ア）企業の経験及び能力
- （イ）業務計画に関する提案
- （ウ）運転管理に関する提案
- （エ）維持管理に関する提案
- （オ）危機管理に対する提案
- （カ）自主的な取組みに関する提案

エ 技術評価点における評価基準

上記ウの（ア）から（カ）の評価項目は別表１によるものとし、それぞれの評価項目について評価を行い、各々評価点を算出し、合計する。

１０ 業務提案書等

（１）総合評価の業務提案書等に関する書類（別表２）

ア 入札参加者は、業務提案書等を提出するものとする。

イ 提出された業務提案書等は、返却しない。

ウ 必要な業務提案書等を次の（２）に掲げる提出期限までに提出しない（郵便の場合は到達しない）入札参加者による入札は、無効とする。

エ 業務提案書等の内容が、明らかに他の入札参加者と同一であると認められる場合、当該入札参加者による入札は、全て無効とする。

オ 業務提案書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

カ 業務提案書等の作成に関する説明会は、開催しない。

(2) 提出期限

2026年(令和8年)12月10日(木)午後5時までに必ず提出(郵便の場合は到達)すること。

(3) 提出方法

持参又は郵便(配達証明付書留郵便)による。

(4) 提出先

上記4(3)の申請場所に持参又は郵送のこと。

1.1 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 日時

後日、別途通知する。

(2) 場所

広島県福山市古野上町15番25号

福山市上下水道局本局3階大会議室

1.2 入札書

(1) 提出期限

2026年(令和8年)12月10日(木)午後5時までに必ず提出(郵便の場合は到達)すること。

(2) 提出方法

持参又は郵便(配達証明付書留郵便に限る。別添の「郵便等入札の手引」によること。)による。

なお、持参による場合は、入札書を、次の事項を記載した封筒に封入して提出すること。

(ア) 提出者の共同企業体名

(イ) 入札書が在中している旨

(ウ) 当該入札等に係る業務名及び開札日

(3) 提出先

上記4(3)の申請場所に持参又は郵送のこと。

1.3 業務委託費内訳書

(1) 業務委託費内訳書(以下「内訳書」という。)の作成及び提出

ア 入札参加者は、福山市上下水道局が定める様式により内訳書を作成し、入札書と併せて提出するものとする。

イ 次に該当する場合は、入札を無効とする。

(ア) 内訳書が提出されていない場合

- (イ) 内訳書に記名押印がない場合
- (ウ) 内訳書に業務名の記載がない場合（業務名に著しい誤りがあり、業務の特定が困難な場合を含む。）
- (エ) 内訳書の合計金額と入札金額が異なる場合
- (オ) 内訳書の記載すべき項目の記載がない場合（値引き、端数処理、その他積算の根拠が不明瞭な記載がある場合を含む。）

(2) 提出方法

上記 1 2 の入札書を提出する際に、入札書を封入する封筒に当該内訳書を同封すること。

1 4 開札の日時及び場所

(1) 日時（立会は任意）

2 0 2 6 年（令和 8 年） 1 2 月 1 1 日（金） 午前 9 時 3 0 分

(2) 場所

広島県福山市古野上町 1 5 番 2 5 号

福山市上下水道局本局 2 階中会議室

1 5 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札違約金

落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札決定を取り消すとともに、落札者は落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の 1 0 0 分の 1 1 0 に相当する金額）の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。

(4) 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とするものとする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 記名押印を欠く入札

ウ 金額を訂正した入札

エ 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

オ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

カ 入札者が 2 以上の入札をしたとき。

キ 他人の代理を兼ね、又は 2 以上を代理して入札をしたとき。

ク 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

ケ 必要な記載事項を確認できない入札

コ その他特に指定した事項に違反した入札

(5) 入札及び開札の延期又は中止

天災その他やむを得ない理由により、入札及び開札を行うことができない場合は、福山市上下

水道局はこれを延期又は中止することができる。

この場合において、福山市上下水道局は何らの責めを負わないものとする。

(6) その他

この入札に際しては、福山市上下水道局が定めた「入札条件・入札心得」に従うので、その内容をよく確認すること。

(7) 特約事項

ア この入札による契約は、福山市議会における当該契約に係る2027年度（令和9年度）収入支出予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。また、2028年度（令和10年度）以降の当該契約に係る収入支出予算の減額又は削除があった場合は、福山市上下水道局はこの契約を解除することができるものとする。この場合において、福山市上下水道局は何らの責めを負わないものとする。

イ 落札者が提示した業務提案書等は、発注者からの指示がない限り、全て契約内容とし、落札者は、提示した業務提案書等による履行確保に関して、その責任を負うものとする。

総合評価方式落札者決定基準

別表1

業務名		中津原浄水場外運転管理及び維持管理等業務委託				
業務概要		・各浄水場及び加圧施設の運転管理業務　・各浄水場及び加圧施設の日常点検、月例点検等の維持管理業務　・各浄水場及び加圧施設の故障発生時の一次対応業務　・配水池等のセキュリティ点検業務　・加圧施設の管末残塩測定及び管理業務　・簡易な小修繕業務　・薬品の調達及び入出庫管理業務　・各浄水場及び加圧施設の設備点検等の個別業務　・排水処理設備の運転業務　・電気設備保安業務				
総合評価方式による理由		今回調達しようとする中津原浄水場外運転管理及び維持管理等で扱う業務については、既に実施している業務委託と同様に浄水場及び加圧施設の管理を行うものである。これらの施設は市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインであることから、管理を行うためには迅速な対応と高度な知識と技術力が求められる。 このことから本調達に当たっては、価格競争に加え、本業務遂行に必要な企業の経験及び能力、業務計画、危機管理、自主的な取組み、運転管理、維持管理などの要件に対する実現性や有効性等について、総合的に判断することができる総合評価方式による一般競争入札を採用するものとする。				
評価の方法		評価値は、価格評価点と技術評価点の合計とする。 価格評価点は、「200点 × （予定価格 － 入札価格） ÷ 予定価格 （小数第4位以下切捨て）」により算出するものとする。 技術評価点は、落札者決定基準に基づき、審査・評価を行い算出するものとする。なお、技術評価点の満点は300点とする。				
評価項目		評価の着目点	判断基準		配点/評価のウエート	
					配点	満点
1 企業 の 経 験 及 び 能 力	(1)企業の技術力	①浄水施設に関する業務の実績	共同企業体の構成員のいずれかの、同種業務で指定規模以上の業務の実績	10年以上	15	50
				5年以上10年未満	10	
				2年以上5年未満	5	
				2年未満	0	
		②加圧施設に関する業務の実績	共同企業体の構成員のいずれかの、同種業務で指定規模以上の業務の実績	10年以上	10	
				5年以上10年未満	6	
				2年以上5年未満	3	
				2年未満	0	
		③総括責任者の従事経験	同種業務で指定規模以上の業務の総括責任者としての従事経験	10年以上	10	
				5年以上10年未満	6	
				2年以上5年未満	3	
				2年未満	0	
		④配置予定従事者の従事経験	同種業務で指定規模以上の業務の従事経験	3年以上が10人以上	10	
				3年以上が5人以上10人未満	5	
				3年以上が5人未満	0	
		⑤情報セキュリティマネジメントシステムの取組状況	共同企業体の構成員のいずれかの、「ISO／IEC27001」認証の取得状況	取得している	1	
				未取得	0	
		⑥個人情報保護等の取組状況	共同企業体の構成員のいずれかの、プライバシーマーク使用の認定状況	認定を受けている	1	
				未認定	0	
	(2)企業の社会貢献	①障がい者の雇用状況	共同企業体の構成員のいずれかの、障がい者の雇用状況	障がい者雇用率が法定基準以上である	2	
				障がい者雇用率が法定基準未満であるが1人以上雇用している	1	
				雇用していない	0	
		②次世代育成支援の取組状況	共同企業体の構成員のいずれかの、国若しくは県が認定する次世代育成支援の取組み参加又は就業規則の規定	積極的に取り組んでいる	1	
				取り組んでいない	0	
2 業務 計 画 に 関 す る 提 案	(1)業務遂行計画	本事業を遂行するに当たっての基本方針、実施体制等の基本的な考え方		十分に計画され、具体的な提案	8	40
				計画され、具体的な提案	4	
				一般的な記述のみ	0	
	(2)事業拠点及び他の組織との連携	事業拠点、組織系統の明確化、並びに水道事業に係るプラント設備設置メーカーの技術支援及び協力体制計画		わかりやすく明確化され、具体的な提案	8	
				明確化され、具体的な提案	4	
				一般的な記述のみ	0	
	(3)労働安全衛生管理	労働安全衛生に関する考え方		十分に計画され、具体的な提案	8	
				計画され、具体的な提案	4	
				一般的な記述のみ	0	
	(4)地域性の理解	福山市の地域特性に応じた運転管理及び維持管理計画		十分に理解され、具体的な提案	8	
				理解され、具体的な提案	4	
				一般的な記述のみ	0	
	(5)従事者への教育方針	従事者の技術力向上のための教育方針と計画		十分に計画され、具体的な提案	8	
				計画され、具体的な提案	4	
				一般的な記述のみ	0	

3 運 転 管 理 に 関 す る 提 案	(1) 運転管理方針と体制	安心・安全で安定的な供給を効率に行うための運転管理についての考え方	極めて高い	14	70
			高い	10	
			普通	6	
			やや低い	2	
			低い	0	
	(2) 既存施設に対する理解	浄水施設、排水処理施設、薬品注入設備、加圧施設、配水池の運転管理の考え方	極めて高い	14	
			高い	10	
			普通	6	
			やや低い	2	
			低い	0	
	(3) 運転管理内容及び方法	各系統運用、水量、水圧、水質管理の実施方法の具体策	極めて高い	14	
			高い	10	
			普通	6	
			やや低い	2	
			低い	0	
	(4) 水質の安全性確保の方針	水安全計画を理解し、降雨、地震等による水質変化に対応できる水質管理方針	極めて高い	14	
			高い	10	
			普通	6	
			やや低い	2	
			低い	0	
	(5) 運転管理における異常時の対応	異常時、自然災害発生時の操作、連絡体制。リスクの想定とその具体的な防止策や対応策	極めて高い	14	
			高い	10	
			普通	6	
			やや低い	2	
			低い	0	
4 維 持 管 理 に 関 す る 提 案	(1) 維持管理方針	設備の異常を事前に防止し、安定動作を目指した方針	極めて高い	14	70
			高い	10	
			普通	6	
			やや低い	2	
			低い	0	
	(2) 既存施設に対する理解	各施設（浄水場、加圧施設、配水池）の設置機器等の特性を理解した維持管理	極めて高い	14	
			高い	10	
			普通	6	
			やや低い	2	
			低い	0	
	(3) 維持点検内容及び方法	設備の点検、修理など施設の異常を事前に防止できる点検方法。施設に関するデータ整備方法と設備台帳等の活用の取組	極めて高い	14	
			高い	10	
			普通	6	
			やや低い	2	
			低い	0	
	(4) 定期点検・修繕方針	定期点検の実施。小額修繕の実施方針及び大規模修繕計画の提案	極めて高い	14	
			高い	10	
			普通	6	
			やや低い	2	
			低い	0	
	(5) 維持管理における異常時の対応	異常時の現地対応、連絡体制、迅速で確実な対応策	極めて高い	14	
			高い	10	
			普通	6	
			やや低い	2	
			低い	0	

5 危機管理に対する提案	(1)緊急時(災害及び大規模故障等)の体制と迅速な支援体制	地震、水質事故、停電、風水害、テロ等の緊急自の体制と対応。大規模災害時の迅速な支援体制	十分に対応でき、具体的な提案	10	30		
			対応でき、具体的な提案	5			
			一般的な記述のみ	0			
	(2)資機材の確保	災害時に必要と考えられる資機材の確保	十分に確保でき、具体的な提案	10			
			確保され、具体的な提案	5			
			一般的な記述のみ	0			
	(3)対応策や訓練等	災害時の対応方法、復旧方法、訓練について	十分に計画され、具体的な提案	10			
			計画され、具体的な提案	5			
			一般的な記述のみ	0			
6 自主的な取組みに関する提案	(1)引継ぎに関する提案	移行準備期間中のスムーズな引継ぎ体制の取組	十分に検討され、具体的な提案	8	40		
			検討され、具体的な提案	4			
			一般的な記述のみ	0			
	(2)各種調達管理業務に関する提案	電力、薬品、電話等の調達と管理	十分に管理され、具体的な提案	8			
			管理され、具体的な提案	4			
			一般的な記述のみ	0			
	(3)オリジナリティ	運転管理や維持管理方法等を効率的に行うための新たな実現性のある取り組み	十分に工夫され、具体的な提案	8			
			工夫され、具体的な提案	4			
			一般的な記述のみ	0			
	(4)地域社会を活性化する提案	福山市内業者及び従事者の正規雇用、市内での居住や新たな雇用の確保	十分に確保でき、具体的な提案	16			
			確保され、具体的な提案	8			
			一般的な記述のみ	0			
	合 計					300	
	(備考)						
	1(1)①	同種業務で指定規模以上の業務の実績とは、過去15か年度(今年度を含まない。)に、国、地方公共団体、地方公営企業又は企業団(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条の2に規定する企業団及び広域連合企業団をいう。以下同じ。)が発注した、施設能力日量8万立方メートル以上の上水道の用に供する浄水施設(凝集沈澱急速ろ過方式に限る。)の運転管理業務の元請としての実績(排水処理施設のみを除く。)とする。なお、共同企業体の構成員としての履行にあっては、出資比率20%以上の場合に限り実績として認めるものとする。 また、評価する期間は、複数の業務の実績でも可とする。ただし、これらの履行期間のうち、重複する期間がある場合には、当該重複する期間は合算せず、1つの業務とみなして期間を算定するものとする。					
1(1)②	同種業務で指定規模以上の業務の実績とは、過去15か年度(今年度を含まない。)に、国、地方公共団体、地方公営企業又は企業団が発注した、加圧施設(ポンプ加圧方式に限る。)70か所以上の運転維持管理業務の元請としての実績(排水処理施設のみを除く。)とする。なお、共同企業体の構成員としての履行にあっては、出資比率20%以上の場合に限り実績として認めるものとする。 また、評価する期間は、複数の業務の実績でも可とする。ただし、これらの履行期間のうち、重複する期間がある場合には、当該重複する期間は合算せず、1つの業務とみなして期間を算定するものとする。						
1(1)③	同種業務で指定規模以上の業務の総括責任者としての従事経験とは、国、地方公共団体、地方公営企業又は企業団が発注した、施設能力日量8万立方メートル以上の上水道の用に供する浄水施設(凝集沈澱急速ろ過方式に限る。)の運転管理業務の総括責任者としての従事経験(排水処理施設のみを除く。)とする。						
1(1)④	同種業務で指定規模以上の業務の従事経験とは、国、地方公共団体、地方公営企業又は企業団が発注した、施設能力日量8万立方メートル以上の上水道の用に供する浄水施設(凝集沈澱急速ろ過方式に限る。)の運転管理業務の従事経験(排水処理施設のみを除く。)又は加圧施設(ポンプ加圧方式に限る。)70か所以上の運転維持管理業務の従事経験とする。						
1(1)⑤	国際標準化機構(ISO)及び国際電気標準会議(IEC)で制定された「ISO/IEC27001」の認証を受けていること。						
1(1)⑥	一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)で制定された「プライバシーマーク」使用の認定を受けていること。						
1(2)①	障がい者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)により義務付けられている障がい者雇用率は、「2.7%」である。						
1(2)②	次のいずれかに該当する場合に評価する。						
	ア 「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、認定を受けている。(厚生労働省)						
	イ 「仕事と家庭の両立支援企業」として登録し、登録証の交付を受けている。(広島県)						
	ウ 就業規則に育児休業制度を規定している。						
2(1)	運転管理業務と維持管理業務を十分理解し、効率的な水運用及び保守管理を計画しているか。						
2(2)	事業拠点、組織系統の明確化、並びに水道事業に係るプラント設備設置メーカーの技術支援及び協力体制計画						
2(3)	年間の労働安全衛生に対する計画、考え方						
2(4)	系統、配水エリアに応じた水運用及び保守管理						
2(5)	運転管理、維持管理に係る者の技術力向上に向けた教育計画						
3(1)	水の安定供給を行うための運転管理方針						
3(2)	各施設の取水量、浄水処理量などの理解と注意点						
3(3)	各系統運用、水量、水圧、水質管理の実施方法の具体策						
3(4)	水質の要求水準を満足するための体制、取り組み。						
3(5)	運転管理の視点による異常時、自然災害発生時の操作、連絡体制。リスクの想定とその具体的な防止策や対応策						
4(1)	効率的かつ設備機能維持を可能とする日常及び定期保守点検計画						
4(2)	各施設(浄水場、加圧施設、配水池)の系統、エリアに応じた維持管理体制や管理						

4(3)	設備の点検、修理など施設の異常を事前に防止できる点検方法。施設に関するデータ整備方法と活用取組
4(4)	定期点検の実施方針及び実施予定計画について
4(5)	維持管理の視点による異常時の現地対応、連絡体制、迅速で確実な対応策
5(1)	地震、水質事故、停電、風水害、テロ等の緊急時の体制及び対応について。大規模災害時の迅速な対応、支援体制について
5(2)	災害時に必要と考えられる備蓄資機材等の調達及び管理の方法
5(3)	緊急時に対応するための平常時における取組
6(1)	移行準備期間中のスムーズな引継ぎ体制の取組
6(2)	電力、薬品、電話等の調達方法や薬品等の管理方法について
6(3)	運転管理や維持管理方法等を効率的に行うための新たな取り組み
6(4)	福山市内業者及び従事者の正規雇用、市内での居住や新たな雇用の確保

※「年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間の期間である。
なお、今年度は2026年度（令和8年度）であり、2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日までの1年間である。

総合評価の業務提案書等に関する書類

別表2

項目	様式		備考
提出書類目録	業務提案書等書類目録	様式2-1号	
企業の技術力に関する書類	浄水施設に関する業務実績報告書	様式2-2号	業務実績が確認できる資料を添付すること。
	加圧施設に関する業務実績報告書	様式2-3号	業務実績が確認できる資料を添付すること。
	総括責任者の従事経験報告書	様式2-4号	従事経験が確認できる資料を添付すること。
	配置予定従事者の従事経験報告書	様式2-5号	従事経験が確認できる資料を添付すること。
	情報セキュリティマネジメントシステムの取組状況調書	様式2-6号	認証を取得している場合は、認証を確認できる資料の写し等を添付すること。
	個人情報保護等の取組状況調書	様式2-7号	認定を受けている場合は、認定を確認できる資料の写し等を添付すること。
企業の社会貢献に関する書類	障がい者雇用申告書	様式2-8号	障がい者雇用状況報告書等を添付すること。
	次世代育成支援の取組状況調書	様式2-9号	認定通知書、登録証又は就業規制等の写しを添付すること。
業務計画に関する提案	業務遂行計画	様式2-10号 【上限枚数:3枚】	
	事業拠点及び他の組織との連携		
	労働安全衛生管理		
	地域性の理解		
	従事者への教育方針		
運転管理に関する提案	運転管理方針と体制	様式2-11号 【上限枚数:4枚】	
	既存施設に対する理解		
	運転管理内容及び方法		
	水質の安全性確保の方針		
	運転管理における異常時の対応		
維持管理に関する提案	維持管理方針	様式2-12号 【上限枚数:4枚】	
	既存施設に対する理解		
	維持点検内容及び方法		
	定期点検・修繕方針		
	維持管理における異常時の対応		
危機管理に対する提案	緊急時(災害及び大規模故障等)の体制と迅速な支援体制	様式2-13号 【上限枚数:3枚】	
	資機材の確保		
	対応策や訓練等		
自主的な取組みに関する提案	引継ぎに関する提案	様式2-14号 【上限枚数:2枚】	
	各種調達管理業務に関する提案		
	オリジナリティ		
	地域社会を活性化する提案		

(備考)

- 用紙はA4サイズとし、片面印刷とする。
上記様式欄の上限枚数が指定されている様式について、上限枚数を超える提出があった場合には、当該様式は一切評価しない。
- 公告文の指定する期限までに持参又は郵便(配達証明付書留郵便)により提出すること。
- 様式2-1号及び様式2-8号については、代表者の押印が必要です。
- 書類の提出については、(1)記載事項を全て記入し、押印した書類一式と(2)共同企業体名、所在地又は住所、商号又は名称、代表者名、担当者名及び電話番号を記入せず、押印の無い書類一式を、それぞれ1部ずつ提出すること。